

# 大井町定員管理計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

神奈川県大井町

## 目 次

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 .....    | 1 |
| 2 基本事項 .....       | 1 |
| 3 定員管理の内容 .....    | 2 |
| 4 職員数の状況 .....     | 3 |
| 5 定員管理計画及び目標 ..... | 6 |

## 1 計画策定の趣旨

本町の定員管理は、「大井町定員管理計画」(平成22年9月策定)に基づき適正な管理に努めてまいりました。

しかし、財政状況は、経済状況の低迷や人口減少により今後ますます厳しい状況になると予想されます。また、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が想定されており、老朽化した公共施設の総合的・計画的な管理に加え、物価高騰や激甚化する災害等などの対応、さらに、住民ニーズの多様化、高度化により行政需要が増大しており、これらに効率的に対応することが求められています。

また、令和5年4月より職員の定年退職となる年齢が「60歳」から「65歳」に2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、65歳定年制度の完成は令和13年度となります。その間、定年退職者が2年に一度しか生じないこととなるため、定年退職者の減少が一定期間見込まれることを踏まえると、行政サービスを安定的に提供できる体制を確保していくためには、中長期的な観点から、新規採用者の数をはじめとする定員管理のあり方について見直しを図る必要が生じました。

このような中、本町の最上位計画である「大井町第6次総合計画」においても、「計画を実現できるまち」において「行財政運営」を施策として挙げており、組織機構と職員定数の適正化や職員研修などによる職員の資質向上に努め、横断的な行政運営を図ることを目的として、令和8年度から5ヶ年の「大井町定員管理計画」を策定するものです。

## 2 基本事項

### (1) 地方自治法

地方自治法では、第172条第3項において「職員の定数」に関する規定が定められています。同規定は、事務の執行のための職員数を定めるもので、具体的な定数は条例で定めることとなります。

### (2) 大井町職員定数条例

大井町職員の定数条例では、職員数(常勤職員)の上限を174人と規定しています。また、職員の定数の対象外とする職員も規定しています。

| 区 分             | 定数(人) |
|-----------------|-------|
| 町長の事務部局の職員      | 132   |
| 水道事業の事務部局の職員    | 5     |
| 公共下水道事業の事務部局の職員 | 5     |
| 議会の事務部局の職員      | 2     |
| 選挙管理委員会の事務部局の職員 | (10)  |
| 監査委員の事務部局の職員    | (2)   |
| 農業委員会の事務部局の職員   | (3)   |
| 教育委員会の事務部局の職員   | 30    |

( )内は併任職員とする。

### (3)定員管理計画

定員管理計画は、定員管理の実績、今後の行政需要の動向等を踏まえた上で、適正な定員管理を図るための数値目標等を掲げるものです。定員管理の見直しに当たっては、状況の変化に応じて積極的に内容を精査し、行財政環境の変化に即したものにする必要があります。

## 3 定員管理の内容

### (1)計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度まで

### (2)対象職員

全職員

※フルタイム再任用職員・任期付職員を含みます。

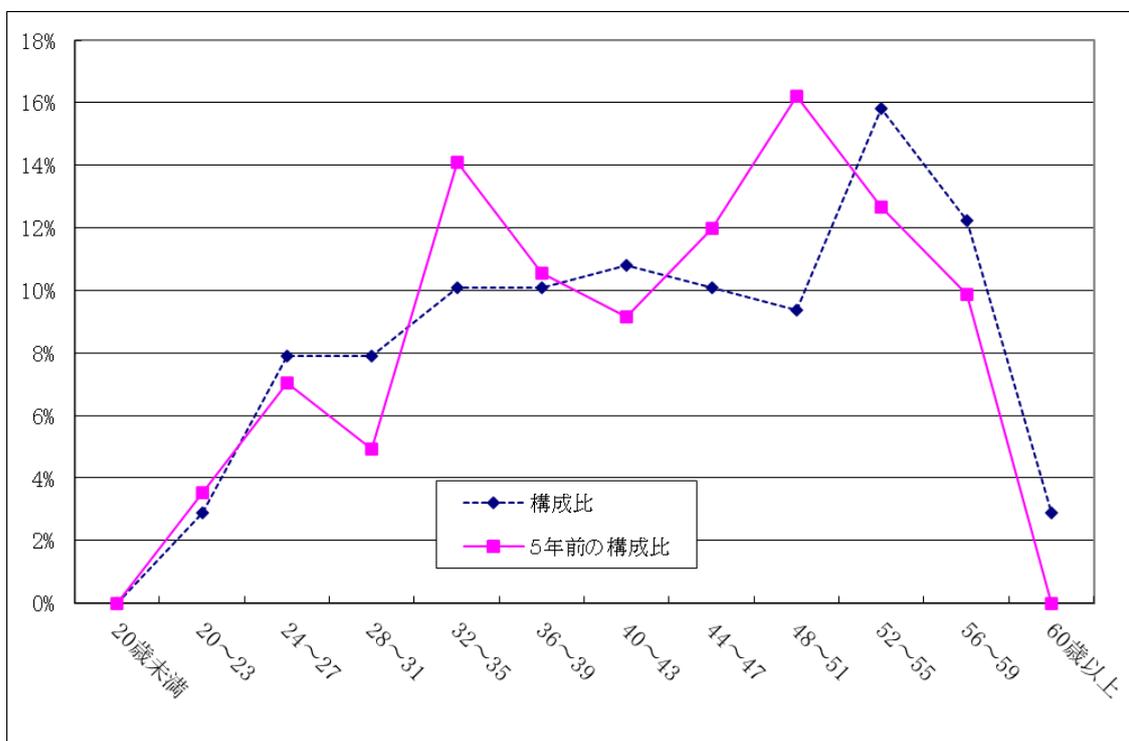
※再任用短時間勤務職員・会計年度任用職員・一部の派遣職員など、総務省が実施する地方公共団体定員管理調査において、調査の対象外とされている職員は含みません。

## 4 職員数の状況

### (1)職員数の推移【各年4月1日現在】

|            | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 職員数<br>(人) | 141 | 140 | 140 | 142 | 142 | 136 | 134 | 134 | 139 | 134 |

### (2)年齢別職員構成の状況【令和6年4月1日現在】



| 区分         | 20歳未満 | 20歳 | 24歳 | 28歳 | 32歳 | 36歳 | 40歳 | 44歳 | 48歳 | 52歳 | 56歳 | 60歳以上 | 計   |
|------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 職員数<br>(人) | 0     | 4   | 11  | 11  | 14  | 14  | 15  | 14  | 13  | 22  | 17  | 4     | 139 |

## (3)部門別職員数の推移【各年4月1日現在】

| 部 門                             |   | 区 分   | 職員数(人) |     |     |     |     |    |
|---------------------------------|---|-------|--------|-----|-----|-----|-----|----|
|                                 |   |       | R2     | R3  | R4  | R5  | R6  | R7 |
| 普通<br>会<br>計                    | 福祉<br>関係<br>を<br>除<br>く<br>一<br>般<br>行<br>政 | 議 会   | 2      | 2   | 2   | 2   | 2   | 2  |
|                                 |   | 総務・企画 | 35     | 35  | 35  | 36  | 39  | 39 |
|                                 |   | 税 務   | 11     | 10  | 10  | 11  | 11  | 10 |
|                                 |   | 労 働   | 0      | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  |
|                                 |   | 農林水産  | 3      | 3   | 3   | 1   | 2   | 2  |
|                                 |   | 商 工   | 3      | 3   | 3   | 3   | 3   | 3  |
|                                 |   | 土 木   | 9      | 8   | 9   | 9   | 9   | 9  |
|                                 |   | 小 計   | 63     | 61  | 62  | 62  | 66  | 65 |
|                                 | 福祉<br>関係                                    | 民 生   | 18     | 17  | 18  | 17  | 16  | 17 |
|                                 |   | 衛 生   | 12     | 12  | 10  | 11  | 11  | 12 |
|                                 |   | 小 計   | 30     | 29  | 28  | 28  | 27  | 29 |
|                                 | 一般行政部門 計                                    |       | 93     | 90  | 90  | 90  | 93  | 94 |
|                                 | 教 育   |       | 33     | 30  | 28  | 28  | 30  | 28 |
| 普通会計 計                          |   | 126   | 120    | 118 | 118 | 123 | 122 |    |
| 公<br>営<br>企<br>業<br>等<br>会<br>計 | 水 道   | 3     | 3      | 3   | 3   | 3   | 2   |    |
|                                 | 下水道   | 3     | 3      | 3   | 3   | 3   | 2   |    |
|                                 | その他   | 10    | 10     | 10  | 10  | 10  | 8   |    |
|                                 | 公営企業等会計 計                                   | 16    | 16     | 16  | 16  | 16  | 12  |    |
| 総合計                             |   | 142   | 136    | 134 | 134 | 139 | 134 |    |

(4)類似団体別職員数との比較【類型:町村IV-2】

| 大部門    | R6<br>職員数 | 単純値による比較 |      | 修正値による比較 |      |
|--------|-----------|----------|------|----------|------|
|        |           | 類似団体の職員数 | 超過数  | 類似団体の職員数 | 超過数  |
| 議 会    | 2         | 3        | ▲ 1  | 3        | ▲ 1  |
| 総務・企画  | 39        | 43       | ▲ 4  | 47       | ▲ 8  |
| 税 務    | 11        | 11       |      | 11       |      |
| 民 生    | 16        | 37       | ▲ 21 | 41       | ▲ 25 |
| 衛 生    | 11        | 15       | ▲ 4  | 13       | ▲ 2  |
| 労 働    | 0         | 0        |      | 0        |      |
| 農林水産   | 2         | 9        | ▲ 7  | 8        | ▲ 6  |
| 商 工    | 3         | 5        | ▲ 2  | 7        | ▲ 4  |
| 土 木    | 9         | 14       | ▲ 5  | 14       | ▲ 5  |
| 一般行政 計 | 93        | 136      | ▲ 43 | 144      | ▲ 51 |
| 教 育    | 30        | 25       | 5    | 32       | ▲ 2  |
| 消 防    | 0         | 5        | ▲ 5  | 0        |      |
| 普通会計 計 | 123       | 166      | ▲ 43 | 176      | ▲ 53 |

※全国の市区町村を人口と産業構造の2つの基準を要素に分類し、類似団体間で職員数の比較を行い、定員管理の参考とするものです。

※部門ごとの各類型全団体の人口1万人あたりの職員数の平均値(単純値)とその部門に職員を配置している団体だけの人口1万人あたりの平均値(修正値)を算出しており、単純値は大まかな状況を把握するのに適しており、修正値は部門間の比較に適しています。

## 5 定員管理計画及び目標

### (1)基本的な考え方

取り組むべき行政課題や高度化・多様化する住民ニーズに適切に対応するために、限られた人員により質の高い行政サービスを提供し、新たな行政課題にも的確に対応していくためには、計画的な職員採用、さらには職員配置の一層の効率化・適正化を推進していく必要があります。

また、公務員の働き改革により職員誰もが意欲・能力を発揮できる働きやすい職場環境を整備する必要があります。

今後の定員管理にあたっては、事務事業の見直し、民間委託等のさらなる推進、人材育成や再任用職員・定年引上げ制度による役職定年職員の効率的な運用、職場環境の整備等を図りながら、将来に向けて持続可能な行財政基盤と行政組織の確立に努めます。

さらに、本計画では、会計年度任用職員は定員管理の対象外となりますが、職員全体に占める割合がかなり高く、財政に与える影響が大きいことを踏まえ、各職の業務内容、業務量、必要な資格や業務経験等を把握した上で、正規職員とのバランスに配慮し、効率的・効果的な任用・配置に努めます。

### (2)職員数の目標及び年度別採用計画

計画期間中の各年度の職員数の目安を、以下のとおりとします。各年度の採用予定数については、退職者の動向を踏まえつつ、年齢構成等にも配慮し、年度ごとに実施するヒアリングの結果に基づいて、決定します。

|             | R8  | R9  | R10 | R11 | R12 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 前年度職員数(年度末) | 130 | 135 | 138 | 138 | 142 |
| 採用予定数       | 8   | 3   | 3   | 4   | 3   |
| 職員数(4/1)    | 138 | 138 | 141 | 142 | 145 |
| 退職予定者数      | 3   | 0   | 3   | 0   | 0   |

### (3)計画の実現に向けて

#### ①組織体制の見直し

総合計画に掲げた町の目指す姿の実現に向け、必要度、重要度の高い事業などへ重点的に人員を配置するとともに、組織における業務量を的確に判断し、質の高い行政サービスを提供するために必要な職員配置を行います。

#### ②事務事業の見直し

限られた職員数で最適な成果を発揮できるよう事務事業の妥当性、必要性について検証するとともに、効率的・効果的な行財政運営が行えるよう事務事業の見直しを継続的に実施します。

#### ③人材の確保・育成

生産年齢人口が減少していく中で、人材の確保や働きやすい職場環境を整備するため、育児休業等取得職員の代替について常勤職員の配置に配慮するなど、時間外勤務の縮減やワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。また、各種職員研修の効果的な実施や自己研鑽への側面支援により、職員の資質向上や意識改革を促します。

#### ④DXの推進

業務プロセスの見直しを行い、ICT技術を積極的に活用することにより、事務処理の効率化及び正確性を高め、職員の負担軽減はもとより、町民サービスの向上と事務事業の迅速化・効率化を図ります。